

件名	建築物工事の騒音に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区菊川 K			
受理年月日	令和3年2月2日	受理番号	第11号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 騒音の相談窓口や「騒音規制法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」があることを多くの区民は知らずにいるため、周知方法を追加する検討をしてください。 上記の法令等を建築物工事（解体を含む。）業者が正しく解釈できるよう、区役所に来た際に、ちらしを配布するなどの検討をしてください。 騒音等による深刻な健康への影響が出ないように、大きな音を聞いたら耳を休めるなどの予防方法の周知について検討してください。 <p>（理由）</p> <p>現在、墨田区内では建築ラッシュで、多くの建築物工事が行われています。その騒音は、法令の規制値である85デシベル（目安として地下鉄の走行中の車内音に相当）を超えているケースも多くある印象です。</p> <p>最近、工事の騒音で耳等に不調を来す方が多くいることを知りました。実際に、解体工事に伴う騒音により、耳鳴りと聴覚過敏を1年前に発症し、耳に器具を装着してあと2年間の治療予定のある方もおられます。耳が不調になった場合、10日間を過ぎると完治が困難と言われており、現在、WHOも難聴予防のキャンペーンを実施していますが、例えば、区報へのこうした情報の掲載も必要と考えます。</p> <p>建築業者の方々には、難解な部分があるためか、法令の規制値を機械音と勘違いされていたり、都の環境確保条例を知らなかったりする方もいます。そして、騒音性難聴で音が実際よりも小さく聞こえる方も多いようです。</p> <p>コロナ禍でテレワークも多い中、また、外出も難しい世情であることから、安全で安心できる生活環境の確保を希望いたします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				